

# 重大事故防止マニュアル

ポテンシャル小豆餅

令和 6 年度作成

(1) 食事

**食事提供の流れ**

- ① 児童が使用するテーブルは消毒を行う。
- ② アレルギー児のみ別テーブルにする等配慮する。職員は食物アレルギー児が食べ終わるまでそばを離れない。
- ③ 食事前には全児童、職員共に手洗いをを行う。
- ④ 食事中に他児のものを食べたり、拾い食いをしたりしないように気を付ける。
- ⑤ 小まめに水分補給を行うよう促す。
- ⑥ 誤嚥防止の為、児童にはよく噛んで食べるよう指導する。
- ⑦ こぼしたものが服について落ちることもあるので、食後服を払うなどして必ず点検する。
- ⑧ 食事終了後は机と椅子及び部屋の隅々まで掃除と除菌をし、児童目線で点検する。
- ⑨ 食後必ず歯磨きをするよう指導する。

**弁当/おやつ受け取り後の管理**

- ・児童持参の弁当に関しては、冷蔵後にて保管する(保冷バックの場合は涼しい場所にて保管する)。
- ・注文弁当は食事時間まで、保温庫等にて保管する。その際、置き場所、室温設定など安全、衛生に十分配慮する。
- ・おやつに関しては、所定のボックスにて保管する。その際、置き場所、室温設定など安全、衛生に十分配慮する。

**弁当を忘れた児童への対応**

- ・保護者に確認後、施設より提供する。

(2) 水遊び・プール

**使用の可否**

- ・児童の健康状態(感染症の流行、発熱、疲労、睡眠時間、空腹、食事の直後等)及び使用時間等を考慮し、原則午前中とし、天候、気温、水温等を踏まえて日々決定する。
- ・使用の可否の決定は、8時30分に管理者が行い、給水はスケジュールを決めて職員が行う。

**衛生の確保**

- ・ビニールプール内、プールサイドは常に整理整頓し、清掃し、危険物、障害物が無いように注意する。(児童の転倒等に十分に注意し、ビニールプールの下にはソフトマットを設置)
- ・使用後は消毒を実施し、水の入れ替えを行う。

### 児童への配慮

・保護者に水遊び時期には再度健康状態(熱、咳、下痢、目の充血等)、皮膚の状態(とびひ、水イボがつぶれていないか等)、爪の状態を確認してもらう。

・児童に注意事項を説明する。

プールサイドは走らない

ビニールプールのふちは登らない、腰かけない。

他の児童を押さない。

飛び込まない。

プールの水を飲まない。

プール内で排泄をしない。

十分な水分補給。

### プール使用時の注意事項

・浅い水深であっても鼻と口が水没し溺死するリスクが有る事を再度周知する。

・事前に児童の健康状態(熱、感染症、湿疹、内服等の有無)、爪の状態、保護者のプール入水希望有無を確認する。

・職員の体制が整っているか。(児童の年齢等をふまえ、大勢で入水する場合は、常時 2 名以上の監視者を配置する)

・監視者は入水せず、全域をくまなく監視することに専念する。

・プールで一斉に活動する人数は、児童の年齢、プールの大きさ等をふまえ、十分に考慮する。

・持ち場を離れる時は、必ず他の保育士に声を掛ける。(許可、了解を得る。)その際、代わりの職員をプールサイドにつける。

・児童から目を離さない。

・遮光ネット等日陰を確保するなどの熱中症対策に配慮する。

・万が一の事態に備え、監視者は常に電話を所持し素早く連絡が取れる態勢を確立する。

・意識を失っているもの等を発見した場合、直ちに 119 番通報を行う。

・救命器具は、直ちに使用できる状態にしておく。救命器具は、監視人が事故等の緊急時に迅速に使用できる場所に保管し、常に適正に使用できる状態であることを確認する。

・水遊び終了後、速やかに水を抜き、側面・底面を清掃する。

### 水遊びを行う場合の留意点等

・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように役割分担を明確にする。

・事故を未然に防止するため、水遊びに関わる職員に対して、児童の水遊びの

監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

- ・職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う。
- ・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有する。

### (3) 施設外活動における安全管理の取組

#### 目的地の選定

- ・児童の心身の発達段階に見合った目的地、経路、時間を選定する。
- ・事業所で定めた交通経路を使用し交通の状況によっては、より安全な経路を選択する。
- ・当日の天候や状況の変化に合わせて目的地の変更も含め検討する。

#### 目的地での活動内容

- ・児童の心身の発達段階を踏まえ安全に留意し、目的に合った活動をする。
- ・散歩等の施設外活動を行うことは、児童が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける。

#### 徒歩で移動する場合の配慮

- ・活動にふさわしい衣服を着ているか確認する。
- ・児童の体調を把握する。
- ・トイレに行くように声を掛ける。
- ・水筒、帽子等必要な着用の確認をする。
- ・必ず複数の職員で引率する。
- ・出発時、到着時には必ず児童の人数確認をする。
- ・職員は先頭と最後尾を基本とし、全体に目配りをし、職員が車道側を歩く。
- ・移動中も引率漏れがないように、常に児童の行動に注意する。
- ・出発後、やむを得ず行き先、経路などを変更する場合は、必ず本社へ報告する。
- ・危険箇所、遊べる範囲、遊具の使い方やマナー等を職員同士で確認し児童に話をする。
- ・職員は、立ち位置や役割を決め連携を取りながら支援にあたる。
- ・トイレに行くときは必ず職員が付いていき、トイレ内の安全を確認すると共に鍵はかけさせない。
- ・暑いときは、水分補給をさせる。

- ・不審者がいないか、常時目を配る。不審者と思われる人がいた場合、速やかにその場を離れ、必要に応じて 110 番通報をする。

#### 日頃の行動・備え

- ・行き先や経路の変更、その他必要に応じて本社に連絡を入れることを習慣付けておく。
- ・万一の事故に備え、緊急時の行動を確認しておく。
- ・管理者は常に連絡が取れるようにしておく。
- ・代表、管理者が不在の場合でも慌てず対応する。

#### 施設外での事故後の対応

- ・職員は、当該児童への応急処置、救命処置を行う者、他の児童の安全確保にあたる者、本社に連絡を行う者に分かれて対応する。
- ・応援を頼む。
- ・状況に応じて事業所へ戻る。
- ・本社で連絡を受けた者は状況に応じて、119 番や 110 番に要請するとともに、怪我をした児童の保護者への対応は十分に配慮して行う。
- ・事故報告書を作成する。
- ・速やかにミーティングを行い、事故前後の分析をし、全職員の意思統一を図る。